

## 地方分権改革の新たな推進手法の提案について（案）

提案募集方式には、一定の成果は認められるが、同方式は、個別の事務について地方側が支障事例を示し、国へ制度改正を求めるものであるため、国と地方の役割分担を見直すような大胆な権限移譲には限界がある。

地方分権改革の更なる推進のため、次の新たな仕組みを導入すること。

### 記

#### 1 国と地方の協議の場における分科会の設置

- ① 国と地方の役割分担を見直し、大括りの事務権限の移譲を実現するため、国と地方の協議の場に関する法律に基づき、「国から地方への権限移譲に係る分科会」を政策分野毎に設置すること。

当該分科会において、「国」と「都道府県域を越える広域連携組織を含めた地方」との役割分担について協議を行うこと。

- ② 地域固有の行政課題の解決に向けて、国と地方の協議の場に関する法律に基づき、地域ブロック単位で分科会を設置すること。

#### 2 権限移譲に係る「実証実験制度」の創設

- ① 現在の提案募集方式では、「移譲可」「移譲不可」の回答しかなく、権限移譲が進まないことから、新たに「実証実験を経たうえで移譲の可否を判断する」という枠組を設けるとともに、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は、権限移譲を行うこと。

- ② なお、実証実験については、原則、提案団体において実施することとし、関西広域連合が提案した事務・権限については関西広域連合において実証実験を行うこと。

また、都道府県や市町村が提案したものであっても、当該事務・権限の性質上、都道府県単位での実証実験では適切な結果を得られないことが想定される場合には、府県域を越える広域課題に積極的に取り組んでいる関西広域連合において実証実験を実施した上で、移譲の可否を判断すること。

#### 3 国と地方が共生して課題解決を「実証する仕組み」の導入

新しい国と地方の役割分担の形として、互いが協力し合い「共生」するため、今、地方が直面し、全国にも影響が及ぶ課題について、地域のフィールドで国と地方が連携し、課題の解決を「実証する仕組み」を導入すること。